

農林漁業者のみならずも対象です

対象事業者は持続化給付金の申請ができます

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために経済産業省が支給するものです。対象となる事業者は本制度の活用をご検討ください。

【給付対象】

- 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- 令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 資本金10億円以上の大企業を除く、法人や個人事業者

【給付金額】 中小法人等…最大200万円
個人事業者…最大100万円

※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限

●給付額の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%の売上×12か月）

【申請期限】 令和3年1月15日（金）

※申請方法等の詳細については、持続化給付金の申請HPをご覧ください。持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570）にお問い合わせください。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

紀宝町花火大会の打ち上げ花火は中止

紀宝町花火大会実行委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観客および関係者の健康を第一と考え「第14回紀宝町花火大会」の打ち上げ花火の中止を決定しました。

なお、追善供養については次のとおり開催いたします。

【日時】 8月15日（土）午後6時～

※荒天の場合も同日、ふれあい会館で実施

【場所】 鵜殿港（ふれあい会館裏）

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。なお、追善供養については、町商工会（☎21-6475）までお問い合わせください。

自分たちの手で成人式を創りませんか

成人式実行委員を募集します

町では、「令和3年成人式」を、新成人と共に創り上げていく実行委員会形式による式典にしたいと考えています。

そこで、企画から運営まで、成人式実行委員会として協力していただける新成人の方を募集します。自分たちの手で、一生に一度のイベントを盛り上げてみませんか。みなさんの応募をお待ちしております。

【対象者】 令和3年紀宝町成人式参加予定者（平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方）

【応募方法】

7月31日（金）までに下記連絡先へ電話またはメールでお申し込みください。

▶詳しくは、町教育委員会生涯学習室（☎32-0241、または✉study@town.kiho.lg.jp）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合

国民健康保険および後期高齢者医療傷病手当金を支給します

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため働くことができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

【対象者】 下記のすべての条件を満たす方

- 国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療制度の被保険者の方
- 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため働くことができなかった方
- 勤務先から給与等の支払いを受けている方
- 働くことができなかった日から起算して4日目以降から働くことができない期間のうち働くことを予定していた日があった方

【対象期間】 働くことができなくなった日から起算して4日目以降働くことができなかった日数

【支給額】 以下の方法で算出します
（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象日数

【適用期間】 令和2年1月1日から9月30日の間で働くことができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

【申請方法】

申請を希望される方は、申請方法についてご説明しますので役場福祉課までお問い合わせください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に

後期高齢者医療保険料の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者などに対し、後期高齢者医療保険料を次のとおり免除または減額します。

【対象者】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主が死亡または重篤な傷病を負った方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入減少が見込まれ下記の要件に全て該当する方
 - 世帯主の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - 世帯主の前年の合計所得額が1,000万円以下
 - 世帯主の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免対象】 令和元年度および令和2年度分の後期高齢者医療保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を設定されているもの

【減免割合】

①に該当する場合…全額免除

②に該当する場合…下記表をご確認ください

世帯主の前年の合計所得額	減額または免除の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合、10分の10を適用

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。